

令和 2 年 2 月

お客さま各位

会津信用金庫

## 投資信託の約款および規定改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和2年4月より債権法が改正されることにともない、下記により投資信託の約款・規定を改定いたします。改定後の新約款・規定は、改定前よりお取引のあるお客さまにも適用いたします。

なお、改定後の約款・規定を希望されるお客様は、別途配布いたしますので、窓口にお申し出ください。

お客様におかれましては、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 約款・規定の改定時期

令和2年4月1日（水）とさせていただきます。

#### 2. 改定する約款・規定

- (1) 会津信用金庫投信取引約款
- (2) 自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）
- (3) 特定口座約款
- (4) 非課税口座約款
- (5) 「あいしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

#### 3. 主な改定内容

[約款・規定の変更] 下線部分変更

この約款（規定）は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上